

大和市立南林間中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

大和市立南林間中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育活動であり、スポーツや文化等に親しませ、責任感や連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質や能力の育成をするものである。

また、部活動は異年齢との交流の中で、自分の役割や責任を果たしたり、生徒同士や教職員、外部指導者等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化等に親しみ、社会の中でよりよく豊かに生きるための資質や能力の基盤を育むことを目的とする。

したがって単に体力や技術の向上を目指すことに偏ることなく、公正に行動し、進んで規則を守り、お互いに協力して責任を果たすなどの社会生活に必要な生活態度や、スポーツや文化等を愛好し、余暇を有意義に活用する習慣を身に付け、体力・気力の充実した心身ともに健康な生徒を育成することを目的とする。

3 活動計画の作成と運営方針

- (1) 部ごとに校長の承認を得た、年間活動計画と目標等を作成し、年度初めの部活動保護者会で説明し、理解と協力を得る。
- (2) 練習日や活動時間等については大和市部活動ガイドライン、南林間中学校部活動に係る活動方針に基づき、実施する。
- (3) 大和市部活動ガイドラインに沿って休養日を計画的に設けて、生徒に負担がないように配慮する。
- (4) 大会やコンクール前等に朝練習や定期試験前の特別練習を行う場合には、事前に生徒や保護者の了承を得る。

4 活動内容

- (1) 学校の教育活動が最優先であるので、影響がないよう配慮して活動する。
- (2) 大会やコンクール前の特別練習や試合の日程等はできるだけ早めに生徒や保護者に周知する。
- (3) 大会日程等は早めに保護者に周知し、応援に行きやすい環境を作る。
- (4) 朝練習や特別練習は、教職員全体にも周知する。

5 指導と体制

- (1) 部活動の入部は自由加入とする。
- (2) 生徒の安全・安心に最大限配慮する。
- (3) 生徒の意見を取り入れ、生徒を中心とした部活動運営を図る。
- (4) 部活動は顧問の監督指導のもとで行う。
- (5) 活動が生徒の過度な負担とならないように、顧問は適切な指導を計画的に行う。
- (6) 顧問は体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底する。
- (7) 顧問は生徒同士が学年に関係なくより良い人間関係を築けるように努める。
- (8) 練習終了後など、常に活動場所の整備に努める。
- (9) 使用する用具の安全な取り扱い、管理、点検に努める。
- (10) 校外に移動するときは公共交通機関を利用し、原則、顧問が引率する。
- (11) 部活動顧問会を設置し、活動状況など情報を共有する。
- (12) 部活動顧問会で活動場所や長期休業の割り振りを決定する。
- (13) 各部で適宜、保護者会等を行い、顧問と保護者の協力体制を築く。

6 活動時間

- (1) 活動内容を精選し、短く効率的な練習になるよう努める。
- (2) 部活動終了時刻（最終下校）
 - ① 18：30（夏時間：3月1日～10月31日）
 - ② 17：30（冬時間：11月1日～2月末）
- (3) 定期テスト1週間前から活動を停止する。ただし、中体連が主催する公式戦等が控えている場合は、校長に申し出て保護者の承諾を得た場合、特別練習を認める。

7 活動日について

- (1) 学期中は、週当たり平日・休日ともに1日以上休養日を設けることを基本とする。
- (2) 大会やコンクール、練習試合等で休養日を設けることができない場合は、他の日に振り替える。
- (3) 休養日は平日・休日ともに年間52日以上計画的に設け、ともに1か月の中で最低1回は設定する。
- (4) 長期休業中の休養日も学期中に準じた設定をする。

【52日の考え方】

- ・平日は部活動が行われない日を1日とする。
- ・休日は全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。
- ・長期休業中は上記の考え方に準ずる。

8 朝の時間帯の練習について

次の場合に限り、朝練習を週2日まで行うことができるが、疲れにより授業に影響が出ることはないよう注意するとともに生徒の安全や健康に十分配慮する。

(1) 活動場所・施設が限られている場合

朝または午後で活動場所が確保できるように配慮する。その場合、朝の時間帯に練習を行った日の午後は活動時間を短くする。

(2) 大会やコンクール等を控えている場合

中体連が主催する公式の大会及びコンクールや演奏会の2週間前より行うことができる。

(3) 日照が短く、放課後の活動ができない場合（冬時間の期間）

外部活のみ認める。その場合、午後の活動時間を短くする。

※活動時間は、7：15～8：20とする。